

別紙 令和5年産 畑作物共済(蚕繭)に適用する単位当たり共済金額

共済目的の種類	区分	単位当たり共済金額の範囲				
蚕 繭	別記の第一区分に掲げる者	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円	1,510円
	別記の第二区分に掲げる者	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円	1,760円
	別記の第三区分に掲げる者	3,260円	2,880円	2,510円	2,260円	2,010円

別記:

第一区分 農業保険法(昭和22年法律第185号)第153条第1項の農林水産大臣が定める区分ごとの収繭量(同項第1号の基準収繭量の算定の基礎とされた収繭量をいう。以下同じ。)の合計に対する種繭の収繭量の割合(以下「種繭収繭量割合」という。)が30パーセント未満の者

第二区分 種繭収繭量割合が30パーセント以上70パーセント未満の者

第三区分 種繭収繭量割合が70パーセント以上の者

備考:この表において「単位当たり」とは、1キログラムとする。